

1 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組と支援

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されているが、適用猶予期間中のトラック運送業における自主的な取組が重要である。

このため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、トラック運送事業者に対する改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、労働時間等説明会の開催及びトラック運送業における自主的な取組の促進に向けた支援を行う。

2 労働時間等説明会の開催と貨物運送業の自主的な取組の促進

<取引環境・労働時間改善地方協議会との連携>

取引環境・労働時間改善地方協議会と連携して、労働時間等説明会の内容の検討やトラック運送業における自主的な取組を促進するため必要な意見交換を行う。

<労働時間等説明会の実施主体>

労働基準監督署

<労働時間等説明会の対象>

福島県トラック協会の会員企業等

<労働時間等説明会の内容>

- 改正労働基準法の内容や働き方改革推進支援助成金等（労働基準監督署）
- 『ホワイト物流』推進運動や助成事業等（運輸局等）
運輸局等が説明時間を設けることができない場合には、監督署において、リーフレットの配布や制度等の紹介を行う。
- 業界としての対策等（トラック協会）

<団体と関係行政機関との連携>

- 福島県トラック協会から連携・調整役を選任
連携・調整役は、トラック運送事業者等に対し労働時間等説明会の開催を周知するなど労働局等との窓口となるほか、これらの事業者から相談があった場合には労働局を紹介するなどトラック運送業における自主的な取組の促進に努める。
- 関係行政機関は、連携・調整役への情報提供等必要な支援を行うほか、連携・調整役の相談に応じる。

<集中的な取組の実施>

- 5年間ですべてのトラック運送事業者に対し労働時間等説明会への参加の機会を与えながら、企業での準備期間等を考慮し、できる限り最初の3年間で集中的に当該説明会を実施する。

令和3年度のトラック運送事業者等の働き方改革の推進に向けた支援について

令和2年度の実施実績

R1.11.15	いわき（いわき署）	129社(130名)	R1.11.26	県中（郡山署）	216社(217名)
R1.11.16	相双（相馬署）	45社(47名)	R1.11.28	県北（福島署）	100社(100名)
R1.11.19	会津（会津署）	66社(68名)	R2. 2.18	県内全域（郡山署）	39社(48名)
R1.11.20	県南（白河署）	110社(110名)			計 705社(720名)
R2.10.16	県内全域（郡山署）	146社(163名)			

その他、R2.11.6の労働災害防止対策セミナーにおいて84社(88名)に対し資料配付実施。

令和3年度に考えられる労働時間等説明会等の取組

- 福島県トラック協会（各支部）が主催するトラック運送事業者や荷主企業等を対象としたセミナーにおいて、福島労働局（各労働基準監督署）が、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度や取組事例等を説明し、参加企業にその共有を図る。
福島労働局（各労働基準監督署）と福島県トラック協会（各支部）が連携し、説明会参加企業の意見や要望を踏まえた内容の説明会とする。
- 説明会当日に参加ができなかった事業者等に対しては、説明会で配付した資料を送付する。
- 多くのトラック運送事業者が説明会の内容を視聴できるよう、各労働基準監督署が行った説明会を録画し、福島県トラック協会（各支部）の会員専用ホームページに掲載する。

その他の考えられる工夫

- 福島県トラック協会（各支部）のホームページにトラック運送事業者等の働き方改革に役立つ情報をまとめたページを設け、関連のリーフレット等を掲載する。